

財務部財産管理課委託業務成績評定要領

改訂 令和6年3月27日 青財管第353号

(目的)

第1条 この要領は、財務部財産管理課の所掌する委託業務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等及び技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象となる委託業務（以下「委託業務」という。）は、次の各号に掲げる業務をいう。

- 一 測量作業共通仕様書に定める測量業務
- 二 地質・土質調査共通仕様書に定める地質・土質調査業務
- 三 用地調査等共通仕様書に定める用地調査等業務
- 四 設計業務等共通仕様書に定める調査業務及び計画業務
- 五 設計業務等共通仕様書に定める設計業務
- 六 青森県建築設計業務委託共通仕様書に定める設計業務
- 七 成績評定考査基準に定められる単純調査業務

2 評定は、最終設計額（複数の業務が混在する場合は、合冊の最終設計額）が300万円以上の委託業務について行う。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、財産管理課長から調査員を命ぜられた職員のうち総括調査員及び調査員（以下総括調査員等）並びに検査員（契約担当者等（知事又は契約担当者をいう。）から検査を命ぜられた職員をいう。以下同じ。）とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、委託業務ごと、評定者ごとに「成績評定考査基準」に基づき、厳正かつ的確に行うものとする。

2 評定の結果は、委託業務等成績評定表（第1号様式）（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

3 複数の業務が混在する場合は、主たる業務の採点表により評定するものとする。

(評定表等の提出)

第5条 検査員によって評定がなされたときは、総括調査員は、遅滞なく、財産管理課長に評定表を提出するものとする。

(評定結果の通知)

第6条 財産管理課長は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該委託業務等の受注者に対して、評定の結果を財務部財産管理課委託業務成績評定通知要領（以下「通知要領」という。）に定めるところにより通知するものとする。

(説明請求等)

第7条 前条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、財産管理課長に対して、評定の内容について説明を求めることができる。

2 財産管理課長は、前項による説明を求められたときは、速やかに第3号様式により回答するものとする。

(評定結果の公表)

第8条 評定の結果は、別に定めるところにより公表するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。